

双日株式会社

(仮称) 北海道小樽余市風力発電所環境影響評価方法書に係る知事意見

令和3年(2021年)3月18日付け

経済産業大臣宛て

本事業は、小樽市及び余市郡余市町の1,067.3haを対象事業実施区域として、最大27基の風力発電機による最大出力116,100kWの風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、保安林については同区域のほぼ全域を占めているほか、クマタカやオジロワシなどの希少鳥類の生息情報がある。

また、同区域内には、人と自然との触れ合いの活動の場である「小樽周辺自然遊歩道」が含まれており、同区域の周辺には、「塩谷丸山」、「天狗山展望台」といった地域の主要な眺望点や、住居が存在する。

さらに、石狩湾には計画中の風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

(2) 本方法書では、配慮書段階の事業実施想定区域から、周辺の住居等との離隔に配慮して風車の配置検討範囲を設定した上で事業計画を再検討し、対象事業実施区域を絞り込んだとしている。一方で、区域の大部分は依然として、重要な自然環境のまとまりの場である保安林や自然度の高い植生と重複している。

このため、環境面に配慮した対象事業実施区域の絞り込みについて更なる検討を行うとともに、準備書の作成に当たっては、区域設定の理由等を含め、検討の過程を具体的かつ分かりやすく記載すること。

(3) 対象事業実施区域の周辺では、環境影響評価手続中の風力発電事業が複数あることから、これら

との累積的影響が懸念される。このため、これらの事業者から必要な情報を入手した上で、2の個別的事項に示すとおり、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、他事業者に累積的影響の検討に必要な情報提供を依頼する場合は、本事業の環境影響評価に関する情報を他事業者に提供するなど、関係する事業者間で相互に環境保全のための有用な情報共有が図られるよう努めること。

(4) 今後の手続きに当たっては、本事業に対し、関係市町や地域住民から、景観や人と自然との触れ合いの活動の場への影響、騒音による健康被害などを懸念する意見が多く認められている状況を踏まえ、相互理解の促進のため、周辺町内会のみならず広く住民や関係団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

(5) 本方法書については、縦覧期間中に事業者のウェブサイトから印刷及びダウンロードが可能とされ、情報公開に関する一定の配慮が行われている。今後も、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなども含め、さらなる利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

ア 対象事業実施区域の周辺には、施設の稼働に伴う騒音についての調査及び予測地点が設定されていない集落があるが、風車と住居の位置関係や地形の状況を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加すること。

イ 施設の稼働に伴う騒音に係る現地調査は二季の実施としているが、季節による変動の可能性について十分に配慮した上で、地域の気象条件等に基づき、適切な回数及び時期を設定すること。

ウ 対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

(2) 水質

工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

(3) 風車の影

ア 対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

(4) 動物

ア 哺乳類の捕獲調査について、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境

特性ごとに適正な調査地点及びトラップの数等を設定すること。

イ コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、クマタカなどの分布情報により注意喚起レベル A3 及び C のメッシュに含まれ、特に重点的な調査が必要とされている。さらに、対象事業実施区域及びその周辺はノスリの渡りの経路となっている可能性があるほか、オジロワシなどの越冬期の生息情報が認められている。このため、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、専門家等から助言を得ながら鳥類への累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 植物

ア 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

イ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(6) 生態系

ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえて見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特にエゾイタヤシナノキ群落（植生自然度 9）といった自然度の高い植生の区域及び大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、これらの区域の改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

(7) 景観

ア 対象事業実施区域内には景観資源である「於古登山」が、また、区域に近接して、多くの登山者が利用している「塩谷丸山」や重要な展望地である「天狗山展望台」が存在し、風車の設置に伴い、これらの自然景観や眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。さらに、周辺の市街地、観光施設やニセコ積丹小樽海岸国定公園内の眺望点からの景観への影響も懸念される。

このため、景観に対する影響については、見え方の大きさのみでなく、山並みの景観を阻害しないよう配慮するとともに、地域住民や観光客、国定公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。

イ 対象事業実施区域に一部が含まれる「小樽周辺自然遊歩道」からは、相当な大きさと風車が視

認されるおそれがあることから、必要に応じて、遊歩道上において特に眺望への影響が懸念される地点などについても眺望点として抽出し、眺望景観への影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

「小樽周辺自然遊歩道」、「おたる自然の村」などの人と自然との触れ合いの活動の場については、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限りこれら活動の場やその周辺を避けるとともに、その利用状況や利用者の意識等について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

(9) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。